

官庁営繕事業
平成20年度

事後評価

事業名(箇所名)	木津地方合同庁舎	担当課	営繕部技術・評価課	事業主体	近畿地方整備局
		担当課長名	青木一宏		
実施箇所	京都府木津川市大字木津小字上戸36-6				
該当基準	事業完了後3年間が経過した事業				
事業諸元	[延床面積] 1,746㎡ [構造] 鉄筋コンクリート造3階建				
事業期間	事業採択	平成16年度	完了	平成17年度	
総事業費(億円)	約5.1				
目的・必要性	旧施設(職業安定所、法務局、区検察庁)の老朽、狭隘、施設不備の解消、借用敷地の返還及び利便性の向上、建築経費の節減のため、3官署を集約し合同庁舎として整備したものである				
事業の妥当性	位置・規模・構造の3つの観点から事業採択時と比較した結果、大きな変化はなく妥当であると判断される				
便益の主な根拠	-				
事業全体の投資効率性	基準年度	平成20年度			
	B:総便益(億円)	-	C:総費用(億円)	-	B/C
				-	B-C
				-	EIRR (%)
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うための基本的な機能(B1):146点 入居官署の業務を行うために必要な改善が行われている。 (老朽解消、狭隘解消、施設不備の解消、借用敷地の返還) ・施策に基づく付加的機能(B2):地域性、景観性、ユニバーサルデザイン、防災性について一般的な取り組み以上の配慮がなされている。 合同庁舎として官庁営繕部の施策が適切に反映された機能を持った施設を実現できていると評価でき想定していた事業の効果は概ね発現している。				
事業実施による環境の変化	とくになし				
社会経済情勢等の変化	とくになし				
今後の事後評価の必要性	効果の発現の状況は概ね十分であり、再度の事後評価の必要性はない				
改善措置の必要性	とくになし				
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	とくになし				
対応方針	対応なし				
対応方針理由	-				
その他	-				
概要図(位置図)	次ページ参照				

